

〒231-0013
横浜市中区住吉町 4-45-1
関内トーセイビルⅡ 10階
☎ 045-226-5482
✉ info@d-produce.com
🌐 <https://www.d-produce.com>
▶ facebook.com/d.produce



人事部門のAI活用～経団連「HR部門におけるAI等の活用に関する報告書」より

◆人事部門でも進むAIの活用

現在、AIの普及が急速に進んでいます。企業においても、従業員が業務上AIを利用する場面が増えているでしょう。

この動きは、企業の人事部門(①採用、②人材配置、③人材育成、④労務管理)においても例外ではありません。大企業を中心とした例になりますが、日本経済団体連合会(経団連)より、HR部門においてAI等を活用している企業やシステム開発事業者へのヒアリングを実施(回答企業75社)した報告書が公表されています。

◆どのような場面で使われているのか

同報告書によれば、HR部門での活用状況を見ると、「採用」(25社)が一番多く、その具体的な内容としては「応募者スクリーニング」(15社)を挙げる企業が多くなっています。次いで多い「労務管理」(22社)の具体的な内容では「労務相談の一次対応」(19社)が多く、さらに「人材育成」(20社)では、「面談サポート」(14社)が多い結果となっています。

◆企業によるガバナンス体制の構築が必要

同報告書ではHR部門におけるAI等の活用の大前提として、「HR部門でのAI活用はあくまで人間の意思決定のサポート機能として活用することが肝要」とされ、求められる対応として、「適切に対応するためのガバナンス体制の構築が必要」とされています。

労働力不足の中、今後一層、業務におけるAI利用が進むと予想されます。様々なリスクに対応するためにも、企業が主導しての社内AI利用体制の整備が必要になってくるでしょう。

【参考】

日本経済団体連合会「HR部門におけるAI等の活用に関する報告書

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2026/016.htm>

令和8年7月から障害者の法定雇用率が引き上げられます

◆具体的な内容

令和8年7月から、民間企業における障害者の法定雇用率が現行の2.5%から2.7%へ引き上げられます。障害者を雇用しなければならない対象事業主の範囲も、現行の常時雇用労働者数40.0人以上から37.5人以上へと拡大されます。

法定雇用率を満たすかは、毎年6月1日時点の障害者雇用状況報告をもとに確認されます。つまり、令和8年6月1日時点の報告は現行の法定雇用率に基づき確認されますが、令和9年6月1日の報告では引上げ後の法定雇用率に基づき確認されるため、新たに対象となる企業では、約1年後の報告を見据えた対応が求められます。

◆企業に対する支援策

支援制度としては、高齢・障害・求職者雇用

支援機構（JEED）の障害者雇用納付金関係助成金が代表的です。

本助成金は、障害者の新規雇入れや雇用継続を行う上で施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ困難であると認められる場合に支給され、次の8種類があります。

障害者作業施設設置等助成金／障害者福祉施設設置等助成金／重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金／障害者介助等助成金／職場適応援助者助成金／重度障害者等通勤対策助成金／障害者雇用相談援助助成金／障害者能力開発助成金

要件や手続きなどの詳細はパンフレット「障害者雇用納付金関係助成金のごあんない」もしくは助成金別の案内パンフレットをご覧ください。

法改正への対応とあわせ、無理のないかたちで障害者雇用を進めるためにも、早めの情報収集と準備を心掛けましょう。

【参考】

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>

助成金（JEED）

<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>

日・ポーランド社会保障協定の署名が行われました

4月15日、「社会保障に関する日本国とポーランド共和国との間の協定」（日・ポーランド社会保障協定）の署名が、両国首相立会いの下で行われました。

◆社会保障協定の効果

日本から一時的に海外派遣される企業駐在員等には、双方の国の年金制度への二重加入を義務づけられる一方、派遣先の国で負担した年金保険料が年金受給に繋がらないといった課題があります。社会保障協定の締結は、こうした

課題を解決するものです。

日・ポーランド社会保障協定締結により、具体的には次の課題が解決されることになり、企業・駐在員等の負担軽減に繋がるとともに、日・ポーランド間の経済交流の一層の促進が期待されます。

○二重加入の防止

派遣期間が5年以内の一時派遣被用者等は、原則として、派遣元国の年金制度にのみ加入する

○年金加入期間を通算

両国の年金制度への加入期間を通算することにより、年金受給のために必要とされる加入期間の要件を満たしやすくする

◆今後の手続き

社会保障協定が発効するには、署名の後、閣議決定、国会の承認を経て、国内法の改正や省令の制定、公布が行われる必要があります。さらに、国内手続きが完了したことを確認した後、外交上の公文（批准書や通告書）の交換から一定期間が経過した日が「発効日」として定められます。

◆社会保障協定の締結状況

既に米国、ドイツ、英国、韓国、ブラジル、インド、フィリピン、中国、オーストリア等の24カ国との間で協定を結び、発効済みとなっています。

ポーランドは、日本が署名する25番目の社会保障協定です。

【参考】

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/pressrelease_nenkin20260415_00001.html

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/service/shahokyotei/shaho.html>

6月の税務と労務の手続提出期限

[提出先・納付先]

1日

- 労働保険の年度更新手続の開始<7月 10日まで> [労働基準監督署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票 [事業場]

編集後記

若葉が青々と茂り、日差しの強さに少しずつ夏の気配を感じる季節となりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。D・プロデュースの千葉です。

先日、私事ではありますが姪っ子が誕生しました。

小さな手や寝顔を見ていると、無事に生まれてきてくれたことへの嬉しさと同時に、これから先の社会が少しでも子どもたちに優しいものであってほしいと強く感じます。

そんな中、今年の4月から「子ども・子育て支援金制度」が開始されました。

これは少子化対策の財源を確保するため、医療保険料に上乘せする形で徴収される新たな支援制度です。

児童手当の拡充や育児支援サービスの充実など、子育て世帯への支援強化を目的として創設されましたが、

一方で「実質的な負担増ではないか」といった声も多く聞かれています。

物価高が続く中での新たな負担に不安を感じる方も少なくないかもしれません。

ただ、姪っ子のことを思うと、こうした制度が単なる“徴収”で終わるのではなく、

本当に子育て世帯やこれから生まれてくる子どもたちのために正しく使われてほしいと願わずにはいられません。

安心して子どもを育てられる環境づくりにつながるのであれば、将来に向けた大切な投資とも言えるのかもしれませんね。

制度開始直後ということもあり、今後も内容の見直しや議論が続いていくかと思えます。

最新情報を確認しながら皆様へ分かりやすくお伝えできるよう努めてまいります。

これから梅雨入りに向けて気温差の大きい日も増えてまいります。

皆様どうぞお身体にはお気をつけてお過ごしください。